

2017年1月13日

食の安全・監視市民委員会
食の安全市民ホットライン
代表 神山 美智子 様

株式会社ビック酒販
輸入酒類仕入マネージャー
夏目 忠功

回答書

2016年12月26日付けにて、弊社親会社である、株式会社ビックカメラ宛に頂きましたご質問『製造ロット番号削除品の販売』につきまして、ビックカメラ店舗に出店し、酒類小売業を行っている弊社にて、下記の通り回答申し上げます。

記

【ご質問内容】

1. 欧州で作られた酒類には製造ロット番号を刻印することが義務づけられていることをご存知ですか。
2. 製造ロット番号を削除した商品を販売している理由をお示してください。

【弊社回答】

1. 欧州で作られた酒類に、製造ロット番号をつける事が義務付けられていることは、存じ上げております。
2. ご質問頂いている商品は“並行輸入の酒類”と推察申し上げます。

並行輸入品は、正規代理店が取り扱う商品に比べて、通常は値段が安くなることや、日本国内の正規代理店では取り扱っていない日本未入荷の商品も取り扱われていることなどから、一部消費者からのお問い合わせ（ご要望）がある商品になります。

このような状況下において、弊社は“並行輸入品”であることを明示した上で、値段や日本国内における希少性を求められるお客様のご要望にお答えする為に、品揃えの一部として取り扱っております。尚、弊社が店頭で販売している当該商品につきましては、生産物賠償責任保険に加入している取引先から仕入れております。

しかしながら、今回ご質問の主旨として認識している『製造ロット番号削除品に対する品質面における消費者の信頼』と言う観点においては、ロット番号が明示された状態が望ましいと思っております。これについては、弊社を含め業界全体の一層の努力が必要と考えております。

以上。